

資料3
第1回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成26年5月29日 こども政策課作成

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の「確保方策」について(案)

平成26年5月
こども政策課

I 教育・保育区域の設定

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。（子ども・子育て支援法第61条、基本指針（案）第三の二の1 関係）
例) 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業で共通の区域設定が基本となります。

※教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用の実態に応じて、子どもの認定区分ごと、支援事業ごとに設定することができます。

※教育・保育提供区域は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。



II 量の見込み

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに各年度の教育・保育の量の見込みをとりまとめます。

※量の見込みの具体的算出方法

（内閣府資料より：市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（抄））

量の見込みの具体的算出方法については、（当該）標準的な算出方法によることが望ましい。この標準的な算出方法は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案についての「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。



III 確保の方策

教育・保育提供区域ごと及び子どもの認定区分ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

地域子ども・子育て支援事業の種類ごとに、各年度における支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について

- ・ 幼児期の学校教育・保育について、必要利用定員総数(量の見込み)に対し、施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)、地域型保育事業(0～2歳児を対象として少人数の保育を行う小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)による提供体制をいつ、どのように確保するかを教育・保育提供区域や子どもの認定区分ごとに「長野市子ども・子育て支援事業計画」に記載します。
- ・ 量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要となります。
(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、確保の内容を記載し、量の見込みとの差がある場合には、事業整備が必要となります。
- ・ 保育については、量の見込みの不足を解消する期限を「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末までとし(待機児童ゼロ)、その他についても、平成31年度までに過不足をなくすことを目指します。

・ 幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園※1)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※2

・ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

目標解消年度
保育・・・H29年度
その他・・・H31年度

※1 施設型給付の対象とならない(確認を受けない)私立幼稚園による確保も可能です。

※2 上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能です。

例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○子ども・子育て支援事業計画と認可・認定の関係について

教育・保育提供区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定又は地域型保育事業の認可を行います。

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 認可・認定を行わないことができる（=需給調整）

※1（特例）既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

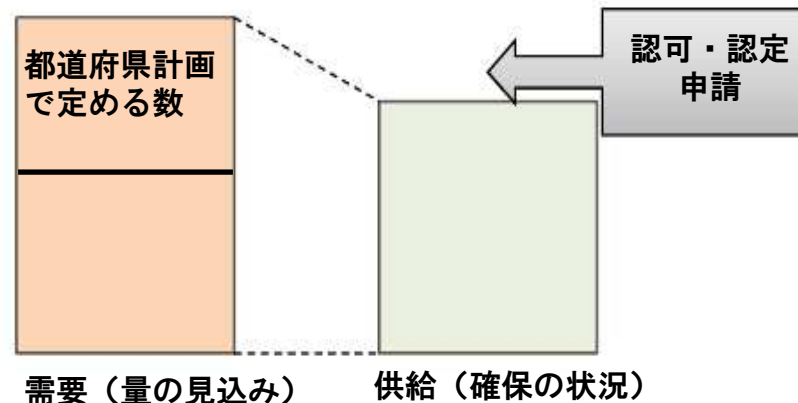
→ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえ、少なくとも「供給量-需要量」を上回る数を設定します。

（基本指針（案）第三の四2（二）（2）ウ関係）

なお、幼保連携型認定こども園については、「指定都市・中核市（長野市）の計画」で定める数となります。

認定こども園への移行に係る需給調整の特例



※2（参考）公立の教育・保育施設に係る需給調整

公立の教育・保育施設は届出・公示により設置されるため、認定こども園法及び児童福祉法の需給調整の規定は、直接適用されません。しかしながら、適切な需給状況を確保するため、公立の教育・保育施設の設置時における定員設定においては、子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び提供体制の確保方を踏まえた検討が必要になります。

○教育・保育の提供体制の確保の方策について

教育・保育の提供体制については、以下の方法により、必要利用定員総数を確保することが考えられます。

①特定教育・保育施設（施設型給付費の支給に係る施設として市長による確認を受けた施設）

- 既存の認可保育所・幼稚園・認定こども園における施設整備等による定員の拡大
- 幼稚園から認定こども園への移行（2号認定、3号認定へ保育の提供）
- 認可外保育施設からの移行
- 新たな認可保育所・幼稚園・認定こども園の設置

※共働き家庭等の幼稚園利用について

幼稚園の2号認定のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本となりますが、2号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人については、1号認定の確保の方策として記載することが可能です。

②特定地域型保育事業（地域型保育給付費の支給に係る地域型保育事業者として市長による確認を受けた事業者による事業）

- 既存の認可外保育施設からの移行
- 新たな地域型保育事業の実施

③確認を受けない幼稚園

- 確認を受けない幼稚園（私学助成）についても、1号認定及び2号認定の幼児期の学校教育の利用が強い希望者のニーズに対する確保方策として記載します。

④認可外保育施設

- 当分の間、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することが可能です。（長野市内に対象となる施設は、ありません。）

○教育・保育施設、地域型保育事業の子ども・子育て支援事業計画の記載イメージ

教育・保育施設

I	〈教育・保育提供区域〉 ①（第一、第二、第四及び芋井） 区域 ※ 各提供区域ごとに作成します。		n年目（1～5年）				
			1号認定 3-5歳 (教育のみ)	2号認定 3-5歳 (保育の必要性あり) 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	3号認定 0-2歳 (保育の必要 性あり)	保育利用率 0-2歳 利用定員 0-2歳 全体数
II	①量の見込み	必要利用定員総数	400	100	700	300	30%
III	②確保の内容	教育・保育施設	500	700		240	—
		地域型保育事業	—	—		30	
	②-①	過不足	100	▲100		▲30	

地域子ども・子育て支援事業

I	〈教育・保育提供区域〉 ◇◇小学校区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
II	①量の見込み	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
III	②確保の内容	600人 (16か所)	700人 (18か所)	750人 (19か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
	②-①(過不足)	▲200人 (▲4か所)	▲100人 (▲2か所)	▲50人 (▲1か所)	0	0

※「量の見込み」の詳細については、「長野市子ども・子育て支援事業計画」策定のための利用希望把握調査（ニーズ調査）集計結果報告書（案）による。

○地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策について

地域子ども・子育て支援事業については、以下の方法により、提供体制を確保することが考えられます。

(なお、地域子ども・子育て支援事業には認定区分の設定がないことから、以下の表（イメージ）中に認定区分ごとの設定をしません。)

①地域子育て支援拠点事業

○こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場等にて提供します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,000人日	1,000人日	…	…	…
確保方策	○か所	○か所	…	…	…

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

○一時預かり事業（在園児対象型）の実施により提供します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定による不定期利用	1,000人日	1,000人日	…	…	…
	2号認定による定期利用	15,000人日	15,000人日	…	…	…
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	16,000人日	16,000人日	…	…	…

※「量の見込み」の詳細については、「長野市子ども・子育て支援事業計画」策定のための利用希望把握調査（ニーズ調査）集計結果報告書（案）による。

③在園児対象型を除く一時預かり

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施により提供します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		15,000人日	15,000人日	…	…	…
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	10,000人日	10,000人日	…	…	…
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	4,000人日	4,000人日			
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	1,000人日	1,000人日	…	…	…

④病気やけがの回復期における保育

○病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）の実施により提供します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,000人日	1,000人日	…	…	…
確保 方策	病児保育事業	850人日	850人日	…	…	…
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	150人日	150人日	…	…	…

※「量の見込み」の詳細については、「長野市子ども・子育て支援事業計画」策定のための利用希望把握調査（ニーズ調査）集計結果報告書（案）による。